

平成25年度横浜市消費生活総合センター事業計画書

単位:千円 ()内は前年度予算

事業名	内容
I センター運営事業(センター機能活性化事業含む)	139,018千円(151,232千円)
1 消費者教育事業	2,332千円(1,938千円)
出前講座	①高齢者利用施設への講師派遣【年20回】 ②消費生活推進員や自治会・町内会、障害者団体等が開催する悪質商法に関する講座への講師派遣【年45回】 ③企業の新人社員研修等への講師派遣(有料)【年5回】 ④出前講座用教材等の作成
悪質商法被害未然防止講演会	①シニア大学(主催:市老人クラブ連合会)への講師派遣【年18回】 ②福祉従事者等を対象にした福祉・保健カレッジ(実施主体:ウイリング横浜)への参画
消費生活教室	消費者団体や消費生活推進員と検討したテーマ等により、市民を対象に消費生活に関する幅広い知識を提供。区との共催にも取組み、地域でも実施【年12回】
子ども消費生活セミナー	身近なことを題材にした消費生活に関する教室を子供を対象に開催【年2回】
簡易テスト教室	①簡易テスト教室 食品等についての簡易なテストを通じ、身近な生活に関して科学的に考え、正しい知識を得るための教室【年10回】 ②簡易テスト指導教室 学校での消費者教育等で活用できる簡易なテスト方法を学ぶ教室(教員対象)【年2回】 ③夏休み子ども実験教室 小学生を中心に簡易な実験を通じて、賢い消費者を育成するための教室【年2回】
食品表示・安全講座	食に対する興味や知識を深めるため、食に関する映画の上映会を開催【年1回】
2 消費者啓発事業	18,083千円(19,935千円)
消費生活情報 よこはまぐらしナビ発行	消費生活相談情報、地域情報、商品テスト情報等、消費生活に関するタイムリーな情報を掲載【年12回発行・各10,000部】
啓発用ポスター、リーフレット 〔関東甲信越ブロック悪質商法被害未然防止共同キャンペーン関連事業〕	若者を対象とする悪質商法被害未然防止のための啓発用ポスター等を作成し、高校・大学等に配布【ポスター180枚、リーフレット5,500枚】
消費者被害未然防止啓発	①メディアを利用した啓発(ラジオ、地域情報誌等) <<新規>> ②啓発グッズの作成 ③高齢者向け啓発 ④「悪質な訪問販売お断り!」の啓発シールを作成し、消費生活推進員、自治会・町内会、地域ケアプラザ等へ配布 ⑤消費生活推進員や自治会・町内会、区役所が作成する啓発資料等の提案・助言支援【随時】
センターサポーター制度	地域での啓発ミニ講座の講師や商品テスト事業の参加等、センター事業のサポーター(ボランティア)の養成
若者向け消費者啓発	若者向け媒体等を利用した悪質商法手口などの啓発
センター広報・周知	交通機関での周知 車両掲出ポスターや車内でのムービー放映等によるセンター相談窓口等の周知
3 IT関連情報発信事業	1,683千円(985千円)
ホームページ モバイル版ホームページ	①ホームページのコンテンツを増やし、センター事業案内や相談事例等の情報の発信を充実 ②モバイル版ホームページの見直しにより悪質商法の手口などの情報発信を充実
メールマガジン配信	①相談事例やセンター事業案内等を「消費生活ハマメール」で配信 ②携帯電話による「はまのタスケメール」を継続して配信 ③メールマガジン配信登録の周知

4 相談事業		106,259千円(117,974千円)
消費生活相談	<p>商品やサービスの契約及び悪質商法等に関する相談、問合せに対応</p> <p>①電話相談、FAX相談（祝日、年末年始を除く毎日）「消費者ホットライン」による相談</p> <p>②センター・区役所での面接相談（平日、予約制）</p> <p>③福祉施設に出向き相談を受けるなど福祉関連従事者と連携した相談</p> <p>④福祉施設従事者等からの専用電話回線（ホットライン）による相談</p> <p>⑤メールによる相談</p> <p>⑥PIO-NETやインターネット検索用パソコンシステムの運用 （PIO-NET:国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム」の通称）</p> <p>⑦相談員が相談の処理にあたり、弁護士の助言を受ける法律相談【年60回】</p> <p>⑧相談員が相談の処理にあたり、専門家から助言を受ける専門相談【年12回】 ◀新規▶</p> <p>⑨相談員に対して専門知識研修等を実施</p>	
特別相談	「若者110番」「高齢者110番」「食品表示・安全110番」「多重債務者特別相談」等を開説	
5 商品テスト事業		3,171千円(3,048千円)
苦情品原因究明	<p>相談者が持参した苦情品について、技術士会など専門機関と連携し原因を究明</p> <p>①技術士会への委託【年30回】</p> <p>②建築など専門機関への報告書作成やあっせん立会いなどの委託【年5回】</p> <p>③原因究明検査機関への委託等を実施【年20回】</p>	
共同商品テスト	消費者団体や消費生活推進員と協働で商品テストを実施	
情報の発信	商品テストの結果等を「消費生活情報よこはまぐらしナビ」やホームページ等に掲載	
6 消費者団体等連携・支援事業		784千円(752千円)
施設提供	消費者団体や消費生活推進員への活動支援として、会議室の貸出(有料)や活動作業室を提供	
会議室無料開放デー	消費者団体や消費生活推進員の活動支援のため月1回無料で開放、または1カ月以内に予約されていない会議室について無料で開放	
展示・情報資料室	消費生活に関する図書・資料・ビデオ等の閲覧・貸出及びレファレンスサービス。視覚障害者への録音テープや聴覚障害者向け字幕ビデオの提供。消費者団体や消費生活推進員、自治会・町内会、区役所等への啓発パネルの貸出	
被害未然防止街頭キャンペーン	消費者団体や消費生活推進員、公的機関と連携・協働し、街頭で消費者被害の未然防止キャンペーンを実施【年1回】	
消費者団体等連携推進会議	消費者団体や消費生活推進員と連携・協働して取り組む事業の企画等の会議を開催【年2回】	
会議室利用者懇談会	より使いやすい会議室の運営をめざし、利用者の意見の反映を目的に懇談会を開催	
7 施設管理事業		6,706千円(6,600千円)
施設管理	消費生活総合センターの設備管理及び清掃等	

平成25年度横浜市消費生活総合センター事業計画書（基金分再掲）

単位:千円 ()内は前年度予算

事業名	内 容
I センター機能活性化事業	63,222千円(71,216千円)
1 消費者教育事業	900千円(654千円)
出前講座	出前講座用教材等の作成
食品表示・安全講座	食に対する興味や知識を深めるため、食に関する映画の上映会を開催【年1回】
2 消費者啓発事業	14,667千円(17,014千円)
消費者被害未然防止啓発	①メディアを利用した啓発(ラジオ、地域情報誌等) <<新規>> ②啓発グッズの作成 ③高齢者向け啓発 ④「悪質な訪問販売お断り！」の啓発シールを作成し、消費生活推進員、自治会・町内会、地域ケアプラザ等へ配布
センターサポーター制度	地域での啓発ミニ講座の講師や商品テスト事業の参加等、センター事業のサポーター(ボランティア)の養成
若者向け消費者啓発	若者向け媒体等を利用した悪質商法手口などの啓発
センター広報・周知	交通機関での周知 車両掲出ポスターや車内でのムービー放映等によるセンター相談窓口等の周知
3 IT関連情報発信事業	500千円(500千円)
メールマガジン配信	メールマガジン配信登録の周知
4 相談事業	44,644千円(50,537千円)
消費生活相談	①主任相談員、相談員の相談体制の強化 ②相談員が相談の処理にあたり、弁護士の助言を受ける法律相談【年12回】 ③相談員が相談の処理にあたり、専門家から助言を受ける専門相談【年12回】 <<新規>>
特別相談	「食品表示110番」を開設
5 商品テスト事業	2,511千円(2,511千円)
苦情品原因究明	相談者が持参した苦情品について、技術士会など専門機関と連携し原因を究明 ①建築など専門機関への報告書作成やあっせん立会いなどの委託【年5回】 ②原因究明検査機関への委託等を実施【年20回】
共同商品テスト	消費者団体や消費生活推進員と協働で商品テストを実施